

彩基発第 49 号

2022 年 11 月 4 日

彩確定拠出年金プラン 実施事業所

事業主 様

ご担当者 様

彩企業年金基金

理事長 北林 辰哉

( 公 印 省 略 )

彩確定拠出年金プランにご加入の事業所様へ  
確定拠出年金制度の年末調整と源泉徴収票への記載について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当基金の運営ならびに確定拠出年金（DC）制度の業務につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も年末調整事務の時期が近付いてまいりまして、ご担当者様におかれましてはご多忙のことと存じます。

マッチング拠出制度を実施の事業所様と個人型 DC（iDeCo）の加入者様がいらっしゃる事業所様におかれましては、年末調整での対応が必要となります。各加入者様の給与から控除した加入者掛金や iDeCo の掛金は「小規模企業共済等掛金控除」の対象となります。

2022 年 10 月の確定拠出年金法改正により、企業型 DC 加入者様も iDeCo への加入が可能となりました。そのため、年末調整事務におかれましてもご対応が必要となります。

同封資料にて DC の年末調整についてを纏めておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

敬具

※ご留意事項

加入者掛金や iDeCo を実施されている加入者様に対しては、必ずご対応をお願いいたします。その年の年調年税額や翌年の住民税等にも影響が出る可能性がございますので控除の対象として年末調整事務を行ってください。

ご不明点などは当基金までご連絡ください。

彩企業年金基金 〒330-0851 埼玉県さいたま市大宮区櫛引町 1-3

TEL:048-652-1260 FAX:048-651-2855 <https://sai-kikin.or.jp/>

# 確定拠出年金（DC）の年末調整について

## ① 年末調整が必要なDC掛金について

年末調整での対応が必要なDC掛金は下記のとおりです。

◆ マッチング拠出制度で給与から控除した加入者掛金

◆ 個人型DC（iDeCo）の掛金

加入者掛金/iDeCo掛金は、社会保険料と同様の扱いとなり、全額が「小規模企業共済等掛金控除」の対象です。  
控除できる金額は、**当年中（2022年1月～12月）に支払った掛金です。**

※事業主掛金（事業所様負担掛金・ライフプラン支援金DC掛金）については対象となりません

## ② 源泉徴収票への記載（加入者掛金/iDeCo掛金 共通）

令和 年分 給与所得の源泉徴収票		[収入控除額] [控除額]	
支払金額	千円	千円	円
給与所得控除後の金額	千円	千円	円
社会保険料等の金額	千円	千円	円
所得控除の額の合計額	千円	千円	円
源泉徴収額	千円	千円	円

① 加入者掛金/iDeCo掛金の合計額は、源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄の**内訳**に記載します。

② 「社会保険料等の金額」欄には、社会保険料等 + 加入者掛金/iDeCo掛金の金額を記載します。

社会保険料等の金額		
内	千	円

① 加入者掛金/iDeCo掛金の合計額  
（小規模企業共済等掛金控除の合計額）

② 社会保険料等の合計額（社会保険料等 + 加入者掛金/iDeCo掛金）

### 【ご留意事項】

上記に記載されている年末調整事務は、彩確定拠出年金プランの加入者掛金・iDeCo掛金に対する処理について記載しております。「小規模企業共済等掛金控除」では独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した共済契約等についても控除の対象となっております。詳しくは最寄りの税務署や国税庁HPなどでご確認ください。

### ③ 加入者掛金の年末調整

#### ◆ 加入者掛金の集計・源泉徴収票に記載

事業所様は、社会保険料と共に当年中に給与から控除した加入者掛金を集計し源泉徴収票に記載します。

#### ◆ 保険料控除申告書への記載は不要

加入者掛金は事業所様が集計していただくため、加入者様本人からの申告は不要です。そのため、保険料控除申告書の「小規模企業共済等掛金控除」欄への記載も不要です。

【保険料控除申告書】  
小規模企業共済掛金控除欄

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	円

記載不要です

### ④ iDeCo掛金の年末調整

#### ◆ 個人払込の場合（加入者様本人が掛金を直接納付している場合）

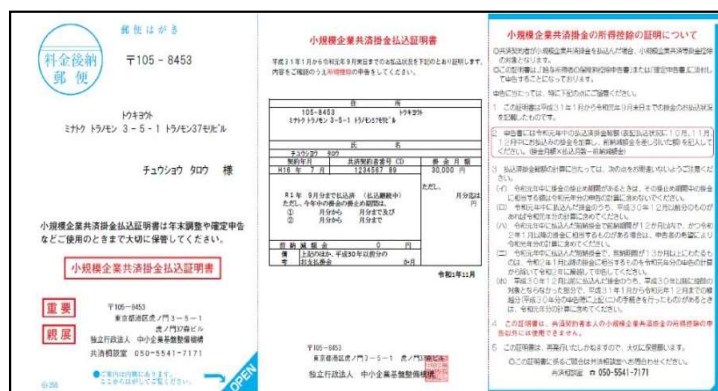
加入者様本人から「保険料控除申告書」に当年中に支払った掛金額を申告いただき源泉徴収票に記載します。申告書には「小規模企業共済掛金払込証明書」を添付していただきます（※）。

【保険料控除申告書】  
小規模企業共済掛金控除欄

種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額
独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	円
確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
合計（控除額）	

まを  
す  
申  
告  
い  
た  
だ  
き

【小規模企業共済掛金払込証明書】(イメージ)



※ 「小規模企業共済掛金払込証明書」は、例年10月～11月頃に国民年金基金連合会より加入者様宛に送付されます。加入者様の初回の掛金納付が10月以降で「小規模企業共済掛金払込証明書」の送付が間に合わないなどの場合には加入者様本人による「確定申告」が必要となる場合がございます。2022年10月以降にiDeCoの加入要件緩和を受けご加入された方につきましては、年末調整事務に間に合わない可能性がございます。詳しくは、証明書の送付先である国民年金基金連合会やご加入されているiDeCoの運営管理機関（金融機関や保険会社など）にご相談ください。

#### ◆ 事業主払込の場合（給与から掛金を控除して納付している場合）

当年中に給与から控除した分を集計し、源泉徴収票に記載します。加入者様本人からの申告は不要です。